

平成30年12月27日

第89回 神戸市個人情報保護審議会

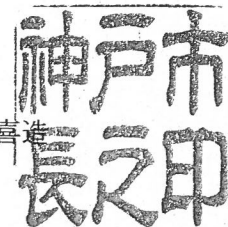
指定検査機関への神戸市浄化槽台帳情報の
提供について

(環境局)

神環環指第 1221 号
平成 30 年 12 月 27 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

指定検査機関への神戸市浄化槽台帳情報の提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：環境局環境保全部環境保全指導課

指定検査機関への神戸市浄化槽台帳情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【神戸市浄化槽台帳情報】

[提供先：浄化槽法第57条に定められる「指定検査機関」]

- ・設置者氏名
- ・設置者住所
- ・管理者氏名
- ・管理者住所
- ・浄化槽の人数、種類
- ・設置日、廃止日

指定検査機関への神戸市浄化槽台帳情報の提供について

1. 趣旨

公共用下水道等が整備されていない区域では、し尿及び雑排水を浄化槽で処理した後、公共用水域に放流している。浄化槽法（昭和 58 年 5 月 18 日法律第 43 号、以下「法」という。）第 11 条第 1 項において、浄化槽管理者は、浄化槽を適正に維持・管理することにより公共用水域を保全するため、都道府県知事が指定した検査機関（以下「指定検査機関」という。兵庫県では、（一社）兵庫県水質保全センターが指定されている。）の行う水質に関する検査（以下「法定検査」という。）を年 1 回受検する義務が定められている。

この法定検査は、浄化槽管理者自らが指定検査機関に対して依頼をしなければならないが、浄化槽管理者の大部分は一般家庭の世帯主であり、法施行前から浄化槽を設置している場合は、受検義務を了知していない管理者も多い。そのようなケースでは、指定検査機関からの受検案内が無ければ、法定検査の存在を認識することが難しい状況にある。平成 28 年度末時点で神戸市の受検率は 66%に留まっており、公共用水域の保全のためには、法定検査の受検率向上を図る必要があるが、現状は指定検査機関が保有している浄化槽管理者に関する情報が不足していることにより、受検案内を十分に行うことができない状況にある。

そこで、神戸市が法に基づき、浄化槽の設置届出を受理して整備している浄化槽台帳の、浄化槽管理者等に関する情報を指定検査機関に提供し、指定検査機関が法定検査の受検を通知することにより、受検率の向上を図るものとする。

2. 概要

指定検査機関が浄化槽管理者に対し、法定検査の受検案内を十分に行えるようにするため、下記のとおり神戸市より指定検査機関に情報提供を行う。

（1）提供する情報

神戸市台帳情報のうち、設置者の氏名・住所、管理者の氏名・住所、浄化槽の人槽・種類、設置日・廃止日の各項目を抽出する。

（2）提供の時期

過去に整備済の台帳約 4500 件については、審議会での承認後まとめて提供し、今後新たに提出された設置届等の情報については、毎年 1 回まとめて提供するものとする。

（3）提供の方法

神戸市台帳情報から抽出した情報を Excel ファイルに整理したものを CD-R により、神戸市職員が指定検査機関へ搬入するものとする。

（4）提供後の指定検査機関による利用

指定検査機関は、提供された情報を基に、浄化槽管理者に対して法定検査の受検案内・申込書の送付を行う。

3. 効果

浄化槽管理者は、法定検査を受けなければならない時期に指定検査機関から受検案内・申込書が送付されることにより、法定検査の受検が必要であることを認識できるようになるとともに、問い合わせや申込書の取り寄せに係る手間が省け、法定検査の申し込みの利便性が向上する。

これらにより、法定検査受検率が向上すれば、浄化槽の適切な維持・管理が徹底され、公共用水域の保全に貢献することが期待される。

なお、兵庫県、加古川市、姫路市、明石市、伊丹市、西宮市では、指定検査機関へ浄化槽管理者等に関する情報の提供を行い、受検率の向上に取り組んでおり、神戸市においても受検率の向上が期待される。

4. 実施スケジュール

平成 31 年 1 月～ 情報の提供の開始

5. 処理件数

過去に整備済みの台帳の件数 約 4,500 件

新たに提出される浄化槽設置届等の件数 約 40 件/年

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

- ・ CD-R による指定検査機関への電子データの搬送は、神戸市職員が 2 名以上により対応することとする。
- ・ 指定検査機関へ提供する電子データには、暗号化や解読困難なパスワードを設定する。
- ・ 指定検査機関において、不要となった電子データは、確実に速やかに抹消する。
- ・ 指定検査機関において、電子データを記録した CD-R については、施錠可能な保管庫で保管する。
- ・ 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、指定検査機関の関係職員に対して必要な研修・指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

